

和田中学校PTA会則（案）

第一章 総 則

- 第1条 本会は、鹿児島市立和田中学校PTAと称し、事務所を和田中学校内におく。
- 第2条 本会の会員は、和田中学校に在籍する生徒の保護者と和田中学校に勤務する学校職員をもって組織する。
- 第3条 本会は、会員が責任をもって生徒の健全な育成を図ることを目的とする。
- 第4条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- 1 会員相互の研修と親睦
 - 2 生徒の教育上必要と認められる環境の整備
 - 3 社会教育への協力
 - 4 保健体育に関する事項
 - 5 その他、必要な事業

第二章 機 関

- 第5条 本会に次の期間を置く。
- | | | | |
|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 1 総 会 | 2 評 議 員 会 | 3 理 事 会 | 4 学 年 委 員 会 |
| 5 学 級 委 員 会 | 6 地 域 委 員 会 | 7 専 門 部 会 | |
- 第6条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回会長がこれを招集する。但し、必要に応じて臨時に、これを開くことができる。
- 第7条 総会は、会員全員をもって構成し、次のことを決める
- 1 予算の議決、決算の承認
 - 2 会長・副会長・監事・書記・会計の選出並びに承認
 - 3 会則の改廃
 - 4 会の事業計画の承認
 - 5 その他必要な事項
- 第8条 評議員会は、総会につぐ議決機関であって、会長、副会長、理事、学級委員、地域委員をもって構成し、会長がこれを招集する。急を要する場合は、評議員会をもって総会に代えることができる。但し、緊急事項の議決内容は、次期総会で報告する。
- 第9条 評議員会は、次の事項を行う。
- 1 緊急事項の決議
 - 2 総会に提出する議案の審議
 - 3 その他必要な事項
- 第10条 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、決議は出席者の過半数の賛同を必要とする。総会の議長は、会員の中から選出する。但し、諸般の理由で総会を開けなかった場合、書面もしくはWEB上による議決を行う。
- 第11条 評議員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の賛同を必要とする。但し、諸般の理由で評議員会を開けなかった場合、書面もしくはWEB上による議決を行う。

- 第12条 理事会は、会長、副会長、理事及び顧問をもって構成する。但し、必要に応じて学校職員も出席できることとし、次の事項を行う。
- 1 総会及び評議員会の議決事項の運営
 - 2 総会及び評議員会に提出する議案の作成検討
 - 3 その他必要な事項
- 第13条 学年委員会は、学級委員長及び学年主任をもって構成し、次の事項を行う。なお、副委員長は、学級委員長の互選とする。
- 1 学級委員の連絡連携
 - 2 学年に必要な事項の議決と運営
- 第14条 学級委員会は、学級委員（6名）並びに学級担任をもって構成し、次の事項を行う。
- 1 学級経営への協力
 - 2 保護者と担任の親睦提携
- 第15条 地域委員会に関する規程は別に定める。
- 第16条 専門部に関する規程は別に定める。
- 第17条 学校長は、本会の顧問とし各会合に出席する。

第三章 役員

- 第18条 本会に次の役員をおく。
- | | | |
|-----------|-------------------------|-----------|
| 1 会長 1名 | 2 副会長 7名（内PTA男性1名、教頭2名） | |
| 3 顧問（学校長） | 4 監事 2名 | 5 書記 若干名 |
| 6 会計 若干名 | 7 理事 若干名 | 8 評議員 若干名 |
- 第19条 役員は任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 第20条 本会は、役員選考委員会をおき、会長、副会長、監事、書記、会計を選出する。この会における規定は別に定める。
- 第21条 理事は、専門部正・副部長、学年正・副委員長、地域正、副会長及び学校職員の中から教頭、各学年主任、各専門部顧問、地域委員会顧問とする。
- 第22条 本会の役員は、次のとおりとする。
- 1 会長は、本会を代表し、会務を司る。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
 - 3 顧問（学校長）は、会則第17条に基づき会合に出席し、指導助言を行う。
 - 4 監事は、会計を監査する。
 - 5 書記、会計は、会務、会計を処理する。
 - 6 理事、評議員は、事業の計画並びに運営にあたる。

第四章 会計

- 第23条 本会の経理は、つぎのとおりとする。
- 1 会費及びその他の収入をもってあてる。但し、会費はその年度で決める。
 - 2 事業収益は特別会計とする。
- 第24条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

- 第25条 本会の会員は、特別の事情のあるもののほか、自動的に和田中学校体育文化後援会の会員となるものとする。なお、体育文化後援会の規程は別に定めるものとする。
- 第26条 本会の運営上必要な規程を別に定めることができる。
- 第27条 本会には、次の帳簿を備える。
会則及び記録簿、委員（部員）名簿、予算・決算簿、備品台帳、寄付者名簿
- 第28条 本会則は一部改正の上、平成25年5月12日より実施するものとする。
本会則は一部改正の上、平成28年5月8日より実施するものとする。
本会則は一部改正の上、令和3年5月7日より実施するものとする。
本会則は一部改正の上、令和5年5月8日より実施するものとする。

専門部に関する規程（案）

- 1 会則第16条により、各学年部と広報部、事業部、保健体育部、生活指導部、研修部を設け、第3条の目的を達成するための事業を行う。
- 2 学年部は、学年主任と各学級委員（6名）及び学級担任で構成する。
- 3 学年部以外の専門部は、学級委員長を除く学級委員及び顧問で構成する。
- 4 本会は、役員選考会をおき、学年委員長、各専門部長を選出する。副委員長は各学級委員長の、各副専門部長は各委員の互選とする。
- 5 各専門部の事業内容は次のとおりとする。
 - (1) 学 年 部
 - ア 学年PTA及び学級PTAに関すること。
 - イ その他本会の目的達成に必要な事項。
 - (2) 広 報 部
 - ア PTA活動の広報に関すること。
 - イ その他本会の目的達成に必要な事項。
 - (3) 事 業 部
 - ア 学校の環境、整備に関すること。
 - イ 地球環境問題の学習（リサイクル運動等）に関すること。
 - ウ その他本会の目的達成に必要な事項。
 - (4) 保健体育部
 - ア 保健体育的行事に関すること。
 - イ 家庭における健全生活の習慣等に関すること。
 - ウ その他本会の目的達成に必要な事項。
 - (5) 生活指導部
 - ア 生活指導に関すること。
 - イ 交通安全に関すること。
 - ウ 三校連絡会に関すること。
 - エ その他本会の目的達成に必要な事項。

(6) 研 修 部

- ア 会員相互の研修に関すること。
- イ その他本会の目的達成に必要な事項。

6 各専門部は、必要に応じて専門部会を開催し、所管事項の推進を図る。

7 各専門部は、次の帳簿を備える。

規程及び記録簿、部員名簿

8 その他

- (1) 本規程は、一部改正の上、令和5年5月8日より実施するものとする。

地域委員会に関する規程（案）

1 会則第15条により、地域委員会は地域PTA会員と地域担当学校職員で構成し、研修活動や地域内における教育環境の整備、生徒の健全育成、安全確保等を達成するために活動することを目的とする。

2 委員は、地域毎に選出する。

3 **本会は役員選考委員会をおき会長を選出する。また、副会長は委員の互選とする。**

4 地域委員会は次の事業を行う。

- (1) 地域社会教育の推進、協力。
- (2) 各専門部並びに地域諸団体との連絡、提携、協力。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

5 地域委員会は、必要に応じて開催し、委員会活動の推進を図る。

6 地域委員会は、次の帳簿を備える。

規程及び記録簿、部員名簿

7 その他

- (1) 本規程は、一部改正の上、令和5年5月8日より実施するものとする。

和田中PTA慶弔規程（案）

1 生徒並びに会員が災厄にあった場合は、次の各項に基づいて弔意を表すものとする。

- (1) 生徒が病欠欠席1か月以上にわたる場合は、5千円の見舞いをする。
- (2) 学校職員が1か月以上連続して病欠欠勤、または入院の場合は、5千円ないしそれに相当する見舞品を贈る。
- (3) 会員死亡の場合は、香典1万円並びに花を贈り、弔意を表す。
- (4) 学校職員の父母、配偶者並びに子が死亡の場合は、香典5千円を贈り弔意を表す。
- (5) 学校職員及び生徒死亡の場合は、香典1万円並びに花を贈り弔意を表す。
- (6) **贈る花代は学校側の金額に合わせる。**

2 祝いごと

学校職員の慶事の場合は、祝電を贈る。

3 学校職員転退職の場合は、感謝状及び記念品を贈る。

4 その他

- (1) **2回以上の理事並びに監事就任の場合は、その都度感謝状及び記念品を贈る。**
- (2) 本規程以外の支出については、理事会において協議決定する。

- (3) 本規程は、一部改正の上、平成28年5月8日より実施するものとする。
- (4) 本規程は、一部改正の上、令和5年5月8日より実施するものとする。

和田中PTA旅費規程

- 1 和田中PTA活動に伴う旅費の支出に関しては、この規程の定めるところによる。
- 2 交通費について
 - (1) 県外
宿泊費、ガソリン代、高速代、駐車場代などのかかる費用の実費を支払う。
 - (2) 鹿児島市外
1,500円（ガソリン代、高速代、駐車場代などのかかる費用込み）
 - (3) 鹿児島市内（谷山を除く）
700円（ガソリン代、高速代、駐車場代などのかかる費用込み）
 - (4) 谷山地区
500円（ガソリン代、高速代、駐車場代などのかかる費用込み）
- 3 その他
 - (1) 他の団体から旅費が出る場合はこの限りではない。
 - (2) 上記以外の場合は、理事会の承認を得て支出できることとする。
 - (3) 本規程は一部改正の上、令和2年5月7日より実施するものとする。

生徒福祉に関する規程

- 1 本規程は、会則第3条の目的を達成するための一助を担うことを目的とする。なお、内容については、その都度理事会において協議決定する。

役員選考委員会規程（案）

- 第1条 この規程は、会則第20条の定めによる会長、副会長、監事、書記、会計の選出と、専門部に関する規程4、地域委員会に関する規程3の定めによる学年委員長、各専門部長、地域委員会長の選出を任務とする
 - 第2条 委員は若干名（先生を含む）とし、理事会において構成員の中から選出する。
 - 第3条 委員の中から、正、副委員長を各1名ずつ選出する。
 - 第4条 役員の選出方法は、立候補制、推薦制とし、具体的な手続きは、事前に会員に知らせなければならない。
 - 第5条 委員長は、総会において選考経過を報告し、承認を得なければならない。
- 附 則
- 第6条 本規程は一部改正の上、令和5年5月8日より実施するものとする。

和田中学校体育文化後援会会則

- 1条 本会は、和田中学校体育文化後援会と称し、事務所を和田中学校内におく。
- 2条 本会は、和田中学校生徒の保護者（PTA会員）を会員とする。
- 3条 本会は、和田中学校の体育文化活動の推進をはかり、その振興と向上の助成を目的とする。
- 4条 本会は、前条の目的を達成するため、会員と密接な連携を保ち、次の事業を行う。
- (1) 生徒の部活動推進に必要な広報活動と資金の援助
 - (2) 対外的試合及び体育文化的行事に対する協力支援
 - (3) その他目的を達成するために必要な事項
- 5条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 会 長（1名） | 副会長（1名） | 理 事（若干名） | 書 記（1名） |
| 会 計（1名） | 幹 事（2名） | | |
- 6条 役員を選出は次のとおりとし、任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- (1) 会長、副会長及び幹事は総会において選出する。
 - (2) 理事は、会長が委嘱する。
 - (3) 書記、会計は学校職員の中から会長が委嘱する。
- 7条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその代理をする。
 - (3) 理事は本会の運営並びに活動に関する事項を審議するとともに、各部との連携にあたる。
 - (4) 書記・会計は本会の庶務、会計、事務にあたる。
 - (5) 幹事は本会の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。
- 8条 総会はPTA総会当日に開き、次のことを決める。
- (1) 会長、副会長及び幹事の選出
 - (2) 活動計画
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 会務及び決算の承認と予算の決定
 - (5) その他、必要事項
- 9条 本会の会長、副会長、理事、書記、会計は、理事会を構成する。
- (1) 理事会は必要に応じて会長が招集する。
 - (2) 緊急の場合、理事会は総会にかわって議決することができる。但し、次の議会で承認を受けなければならない。
- 10条 会議の議決はすべて出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 11条 本会の会計は会費及びその他の収入をあて、会費は総会で決める。
- 12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

和田中学校PTA機構図

